

これまでの協議のポイント

第 1 回 議会改革における取り組みについて

- 1 議会の政策形成の機能強化
- 2 開かれた議会（情報発信の強化、透明性の向上、政策過程の公開、市民参加）
- 3 議員の資質向上（政策立案能力強化、政務調査会の設立、議員同士の議論の場）
- 4 事務局機能強化
- 5 議員の身分（立場、報酬、定数など）
- 6 議会基本条例の制定

第 2 回 あるべき議員像について

- 1 公人としての意識（倫理性）の高さが求められる。
- 2 資質として、調査力（情報収集力）、情報発信力、政策立案能力の向上、さらに、多様な住民意見の調整と集約のための調整力、総合力の向上が求められる。

第 3 回 基本理念について

- 1 議会がなぜ必要なのか。
- 2 議会の発信力をどう高めるか。
- 3 地域・市民の自治力をどう高めるか。

【基本理念】川岸委員（私案）

- ・二元代表制のもと、市議会は市民を代表する機関として、市民の付託にこたえるために積極的に政策立案、政策提言を行い、地域主権が叫ばれるなか真の地方自治の実現に取り組む。
- ・首長とともに市民の直接選挙で選ばれた議会は、執行機関たる首長と対等の関係にあり、その執行に対する監視機能を果たすとともに、市民生活・福祉の向上、市政の発展に全力を尽くす。
- ・議会は、自らの期待される役割を果たすために議会改革に継続的に取り組むとともに、市民に開かれた議会を目指し、公平・公正な議会運営に努める。

千葉市議会の強みと弱みは何か：強み → フラット、少数会派尊重
弱み → 追認機関、政策立案等

基本理念（正副委員長試案）

地方分権の進展に伴い、地方公共団体の役割・責任が拡大しており、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的・総合的に広く担うとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことが求められている。

住民が自治体の長と議会の議員を直接選挙する二元代表制の下、千葉市民から選挙で選ばれた議員で構成する千葉市議会は、同じく市民から選挙で選ばれた市長と独立・対等の関係にあり、それぞれが市政の発展に全力を尽くすことにより、市民の負託にこたえる責務を負っている。

このため、千葉市議会は、真の地方自治の実現に向け、市民への情報発信や市民との情報共有など市民参加の推進に努めるとともに、執行機関の政策決定及び事務執行に対する監視・評価に加え、政策立案・政策提言に積極的に取り組むことにより、市民生活・市民福祉の向上と市政の発展を推進するものである。

また、社会情勢の変化など時代の潮流を的確にとらえつつ、常に市議会自らが変わろうとする努力を引き続き惜しまず、今後も合議体である議会において、民主主義の原則である多数決を基本としつつも、少数意見の尊重及び会派間の合意形成に最大限努めるという本市議会の歴史と伝統に基づき、公平・公正な議会運営に努めることを基本理念とする。